

別記第7号様式（第12条関係）（表面）

パートナーシップ宣誓制度継続申告書

年 月 日申告

石狩市長 様

私たちは、石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条の規定により、転入前の自治体において同要綱第7条に規定する受領証等に類する書類を交付されたこと及び互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係を維持していることを申告します。

(よみかた) 氏名	申告をする人（ <input type="checkbox"/> 戸籍名 <input type="checkbox"/> 通称名）	申告をする人（ <input type="checkbox"/> 戸籍名 <input type="checkbox"/> 通称名）
生年月日	年 月 日	年 月 日
(よみかた) 戸籍上の氏名 ※上記が通称名の場合で、特記事項に戸籍上の氏名を記載する場合		
住所		

(代筆者)

氏名

住所

※上記住所へパートナーシップ宣誓書受領証及び受領カードを送付いたしますので、下記へご記入ください
 代表者の氏名：
 代表者の電話番号：

別記第7号様式（裏面）

パートナーシップ宣誓制度継続に関する確認書

私たちは、石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条に基づく申告をするに当たり、以下の内容を確認しました。

申告者

氏名

氏名

確認事項（お互いに確認し、該当する事項には、□に✓をつけてください。）		
要綱第2条第2号	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的に、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）である2人の関係であること。	□
要綱第12条第4項	（転入前の連携協定締結自治体への情報提供） 市長が、当該受領証等を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携協定を締結している自治体に通知することに同意する。	□
要綱第10条及び第12条	（受領証等の返還） 以下の事由に該当するときは、受領証等を返還することに同意する。 (1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。 (2) 一方が死亡したとき。 (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項の規定に該当する場合及び転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に市外に転出した場合及び受領者が構成自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。）。 (4) その他宣誓の対象者の要件に該当しなくなったとき。	□
要綱第11条	（受領証明の取消し） 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付（再交付を含む。）を受けた場合又は受領証等を不正に使用した場合は、宣誓書の受領の証明を取り消すことができること。 宣誓書の受領の証明を取り消された者は、直ちに受領証等を市長に返還しなければならないこと。	□
要綱第13条	（宣誓書の保存、廃棄） 宣誓書の保存期間は10年であること。	□

備考

- 1 転入前に交付を受けた受領証等に類する書類、申告をしようとする両者の住民票の写しその他の現住所を証する書類（申告書の提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添付して提出してください。
- 2 本人確認書類の提示又はその写しを御提出ください。
- 3 子の記載の追加や宣誓に使用する氏名の変更等、転入前に交付を受けた受領証等から変更がある場合は、適宜必要な届出書及び書類を添付してください。